

令和6年度税制改正・予算に関する 建設機械業界の要望

令和5年9月

一般社団法人 日本建設機械工業会

会長 本田 博人

要 望 書

一般社団法人 日本建設機械工業会

令和 4 年度の建設機械産業の出荷額は、国内需要が新型コロナウイルス感染症の影響から回復したことに加え、北米、欧州、アジアの 3 大輸出先を中心に輸出が大幅に増加したことから、前年度を 2 割上回りました。

令和 5 年度についても、国内需要は安定した公共投資や民間設備投資に支えられ、続伸が見込まれ、また海外需要も部品等の納入遅れの改善によって、更なる増加が見込まれることから、3 年連続して過去最高の出荷額となることが予想されています。

産業の基礎であるインフラの整備は、国の重要な課題であり、当工業会としても、設立時に掲げた基本理念「調和と発展による世界への貢献」の下、会員各社が安心・安全な建設機械の提供を通して、日々、国民の暮らしを支える取組に努めているところです。

こうした中、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進し、「2050 年カーボンニュートラル」へ挑戦することで「経済と環境との好循環」を実現するとともに、少子化に伴う労働力減少への対応として、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用して生産性の向上を早期に実現することが業界全体において急務の課題となっています。

これら課題を解決するためには、業界による自助努力に加え、国による税制をはじめとした各種支援が必要不可欠となっています。

本要望は、こうした観点から企業活動の活性化に関連する税制改革・改正を中心に建設機械業界としての要望を取りまとめたものです。

令和 6 年度税制改正及び予算等の政府施策において、本内容を実現されるよう強く要望いたします。

[重点要望事項]

I. 投資促進と産業の高度化に対する要望

1. カーボンニュートラルの実現
2. 建設施工における IoT の推進
3. 自走式作業用機械設備の法定耐用年数の統一
4. 償却資産税の廃止
5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の限度額撤廃

II. 国際競争力の向上とグローバル化に対応した税制整備に対する要望

1. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し及び配当金の益金不算入
2. 欠損金の繰戻還付期間及び繰越控除期間の見直し
3. 外国税額控除限度額の引き上げ及び繰越控除期間の拡大
4. 海外個人所得税の明確化

III. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長・恒久化、及び適用範囲の拡大

IV. 法人実効税率の引き下げ

[一般要望事項]

(国税関係)

1. 印紙税の廃止
2. 交際費の損金算入制度の延長・恒久化、及び適用範囲の拡大
3. 賃上げ・生産性向上のための税制ならびに所得拡大促進税制の恒久化及び適用要件・実務の簡素化

(地方税関係)

1. 法人事業税及び法人住民税に関する要望
2. 事業所税の廃止

[重点要望事項]

I. 投資促進と産業の高度化に対する要望

1. カーボンニュートラルの実現

(1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長・拡充

2050年におけるカーボンニュートラルを実現するためには、民間企業による実効性のある脱炭素化のための投資を加速することが不可欠であり、その点において以下の内容を要望する。

① 適用期限の延長

令和5年度末に適用期限を迎える「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」については、適用期限の延長を要望する。

② 対象設備拡大

本年4月に施行された「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギー使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」においては、新たに「水素」を非化石エネルギー源と位置付け、今後、活用促進を図ることとしている。

このため、現行制度において、大きな脱炭素効果を有する製品の生産設備として化合物パワー半導体、EV、リチウムイオン電池、燃料電池、洋上風力発電設備の5種類が指定されているが、そこに「水素製造・運搬・貯蔵設備」を追加されたい。

③ 税額控除の繰越制度を新設

中長期的な視点でカーボンニュートラルに資する設備投資を行えるよう、税額控除の繰越制度の新設を要望する。

④ 運用手続きの簡素化

現行制度においては、申請事業者が一定の基準を満たす計画を作成し、主務大臣の認定を受ける仕組みになっているが、これを設備の性能証明により、税額控除等を受けられることができるよう運用を改善されたい。

(2) 研究開発税制の拡充

カーボンニュートラルの実現にも資する民間企業による中長期的な研究開発投資が一層促進されるよう制度の充実を図られたい。

① 研究開発志向企業を設立した場合の税制優遇

研究開発事業を行う法人が一定の認定を受けた場合には、一定期間所得控除

ないしは税額控除の適用を受けることができる制度の創設を要望する。

上記制度を創設することにより、日本企業の研究開発拠点の海外流出を防止し、かつ海外企業が日本国内に研究開発拠点を設置することを促進する効果が期待できる。

②オープンイノベーション型の要件緩和と拡充

オープンイノベーション型は、対象範囲の拡大や、インセンティブの拡充、制度運用上の改善等が行われてきたが、一層の要件緩和と拡充を要望する。

具体的には、ファンドの認定についても、より柔軟で分かりやすいものに変更されたい。

③ソフトウェア開発費の即時償却

研究開発用固定資産・自社利用ソフトウェアの開発費については、会計基準と整合した即時償却を要望する。

④控除対象となる人件費の明確化

控除対象となる「一定の費用」の人件費に関しては、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とあるが、この「専ら」要件について、より具体的かつ、明確な定義付けを要望する。また、企業規模や組織再編上、明確に研究開発割合を区分することができない場合への可能な限りの配慮をいただきたい。

(3) オープンイノベーション促進税制の適用期限の延長

令和5年度末に適用期限を迎える本税制について、ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から適用期限の延長を求める。

(4) 建設機械関連のカーボンニュートラル実現に資するその他税制・予算による支援措置の充実

建設機械に関連したカーボンニュートラル実現のため、関連インフラの整備、建設機械本体及び部品の製造、ユーザによる建機の活用の各場面において、税制及び予算等必要な措置を要望する。

①インフラ整備のための支援措置

○電動・水素共通

(建機の特性を踏まえた充電・充てん施設への支援)

- ・大容量充電、水素充てん施設の整備、運営
- ・建設・土木工事現場へ移動可能な供給手段の開発、整備、運営

○電動建機

(大容量・急速充電、移動可能な電力供給への支援)

- ・重機・建機用の大容量電池・充電に関する研究開発事業の継続・充実
- ・複数の建機を同時に充電できる大容量急速充電設備の技術開発・整備

○水素利用建機

(水素の輸送・貯蔵・使用に関する支援)

- ・カーボンニュートラル投資促進税制における対象設備拡大（再掲）
- ・建機も対応できる水素ステーションの大規模化・マルチユース化・高流量化のための設備投資、運営

②建設機械本体、メーカーへの支援措置

○電動・水素共通

- ・研究開発税制の充実（再掲）

○電動建機

- ・研究開発のため社内試験場で必要になる機器、設備関連整備の購入支援（DC急速充電器など）
- ・ワイヤレス充電を見据えた各国電波法の認証取得、技術適用への支援

○水素利用建機

- ・国内大型試験設備の整備及び研究開発費への支援（高出力燃料電池、水素エンジン向けの試験設備、エネルギーの吸収・供給設備等）

○建設機械生産・製造における支援措置

- ・先端太陽光発電技術・装置（ペロブスカイト電池等）の生産、設置

③ユーザへの支援措置

○導入時のコストへの支援

- ・従来型建機との差額への思い切った補助金、税制上の支援
- ・大容量電源の設置に対する支援（再掲）
- ・物品賃貸業者が貸付けのために取得した資産を中小企業税制（投資促進税制、経営強化税制）の対象とすること（後掲）

○ランニングコストへの支援

- ・CO2削減量に応じたインセンティブ補助
- ・代替燃料（HVO、バイオ燃料、GTL、e-fuel等）と軽油燃料費との差額補助
- ・電動・水素関連補修用部品に対する支援

○その他税制による支援

- ・中小企業税制（投資促進税制、経営強化税制）の延長・拡充（後掲）
- ・償却年数の短縮・統一、即時償却制度の整備（後掲）
- ・ユーザによる電源設置への支援（固定資産税、減価償却期間短縮）

2. 建設施工における IoT の推進

建設施工の現場では、労働者不足、労働者の高齢化に直面しており、IoT の導入によって、生産性向上や品質確保、安全性向上、熟練者不足対応等を講ずることが急務となっており、以下の拡充を要望する。

(1) 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制は、雇用や産業創出の原動力である中小企業の財務基盤支援に欠くことのできない制度となっており、その継続を図るとともに以下改善を要望する。

①対象設備の拡大

本税制の対象には、「機械装置」が含まれており、他方、国税庁法令解釈通達第5節2-5-5においては、「トラッククレーン、ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー、コンクリートポンプ車等のように人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするものは、「機械及び装置」に該当する」と既定されているところ。

については、建設現場の ICT 化、デジタル化を進めるための装置についても、本税制の対象となる「機械装置」または「器具備品」に含まれる旨、明記されたい。

また、新車や新品だけでなく、中古車や中古品も対象に追加することを要望する。少なくとも、「製作の後、事業の用に供されたことのない減価償却資産」の範囲に、「製作の後、試用または販売促進を目的として使用されたものを含む」と明記されたい。

②対象業種・資産の拡大

対象業種に遊戯場、スポーツ施設提供業を追加することを要望する。

物品賃貸業者が貸付のために取得した資産についても対象とすること。

(2) 中小企業経営強化税制の拡充

中小企業経営強化税制は、雇用や産業創出の原動力である中小企業の財務基盤支援に欠くことのできない制度となっており、その継続を図るとともに以下の点について改善を要望する。

①対象設備の拡大

本税制の対象は、上記投資促進税制規定と同様である。

については、建設現場の ICT 化、デジタル化を進めるための装置についても、本税制の対象となる「機械装置」または「器具備品」に含まれる旨、明記されたい。

また、新車や新品だけでなく、中古車や中古品も対象に追加することを要

望する。少なくとも、「製作の後、事業の用に供されたことのない減価償却資産」の範囲に、「製作の後、試用または販売促進を目的として使用されたものを含む」と明記されたい。

②対象資産の拡大

物品賃貸業者が貸付のために取得した資産についても対象とすること。

③手続きの緩和

経営力向上計画の策定時の手続きの緩和等を要望する。

3. 自走式作業用機械設備の法定耐用年数の統一

「機械及び装置」における「ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」については、同じ機械でも使用される業種によって5年から17年と大きな幅があり、使用業種間の均衡を欠いている上、販売側及び購入側双方で混乱が生じている。さらに法定耐用年数が長い機械については、機械の耐久年数を上回る状況となっている。

そのため、「機械及び装置」の「ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」の法定耐用年数を6年に統一することを要望する。また、併せて一括償却制度の整備を要望する。

これにより上記の問題が解決される他、より燃費性能の良い新規機械設備等の導入促進にもつながり、建設施工分野におけるカーボンニュートラルの実現に資するものとする。

4. 償却資産税の廃止

(1) 企業の償却資産に対する償却資産税は国際的にも稀な制度であり、収益性を低下させ、国内投資促進の阻害要因となっていることから償却資産税の廃止を要望する。

(2) 平成28年度の税制改正において機械類等に対する固定資産税の課税については中小企業に限定して軽減が図られることとなったが、本来機械類等に対する固定資産税の課税は国際的に見て極めて異例の制度であることからその撤廃を要望する。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の限度額撤廃

中小企業者以外の国内での投資促進を図り、多様な設備投資等を更に容易にすることにより生産性向上や経営の合理化を促進するため、本制度を中小企業者等以外にも適用するとともに、限度額の撤廃を要望する。少なくとも、中小企業者等での本特例において取得価額上限を50万円に引き上げ、年間300万円以下とされている限度額を、同3000万円以下に引き上げることを要望する。

II. 国際競争力の向上とグローバル化に対応した税制整備に対する要望

1. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し及び配当金の益金不算入

外国子会社配当金の益金不算入

国内の親会社が外国子会社から受ける配当金は、その配当の95%が益金不算入となっているが、100%へ変更することを要望する。

2. 欠損金の繰戻還付期間及び繰越控除期間の見直し

過去に支払った法人税を還付する「欠損金の繰戻しによる法人税還付」は、中小企業の資金繰りの改善に極めて有効な制度である。しかし、繰戻し還付期間の1年は、景気変動を考慮するとあまりに短く、最低でも3年が必要である。

また、欠損金の繰越控除期間は10年であるが、米国は無制限となっていることから、控除期間の拡大を要望する。

欠損金の繰戻還付は法律上規定された当然の権利であり、突発的な危機からの再建のために企業の規模に関わらず必要な制度である。このため、大規模法人の凍結を即刻解除するよう要望する。

3. 外国税額控除限度額の引き上げ及び繰越控除期間の拡大

(1) 外国税額控除限度額の引き上げ

現行制度は、「控除対象外国法人税額」と「法人税額に占める国外所得割合」の少ない方を控除限度額としている。しかし、国外において既に納税しており、二重課税を防止する観点からも、「控除対象外国法人税額」を全額控除する仕組みに改めていただきたい。

なお、比較方式を残す場合は、グローバル化に伴い海外で生じる所得が増えている状況に鑑み、国外所得から非課税所得を控除する際に、一定額を除外する制度の復活を要望する。

(2) 外国税額控除の繰越控除期間の拡大

現行制度は、国外所得の発生年と外国所得税の納付年との差を調整するため、3年間、一定の範囲で所得税の納付を繰り越すことができるが、欠損が生じた場合は、3年間では控除しきれないケースも出てくる。

このため、国内の欠損金の扱いと同様に、外国税額控除の繰越期間についても10年まで拡大することを要望する。

4. 海外個人所得税の明確化

以下に挙げる海外個人所得額を会社が負担した場合であっても、従業員等にとっては経済的な利益がない非課税所得である旨を法令又は通達において明らかにすることを要望する。

(1) 海外赴任者の日本への帰国後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額

(2) 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課されることとなった場合の会社が負担した当該海外個人所得税

Ⅲ. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長・恒久化、及び適用範囲の拡大

軽油と灯油等の燃料間の税負担の不公平感から、不適正な燃料の使用が見受けられ、生活環境の悪化や建設機械の損傷などが課題となっている。軽油使用の徹底を図るためにも以下要望する。

(1) 課税免除の延長・恒久化

令和5年度末に適用期限を迎える本税制について、適用期限の延長(3年間)・恒久化を要望する。

(2) 免税適用範囲の拡大(建設機械)

現在、免税適用範囲は、とび・土木工事業に該当かつ、とび・土工・コンクリート工事の工事現場において、くい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する機械の動力源に限定されている。

前記の理由から、ユーザ業種・用途で限定せず、建設工事業で使用される全ての建設機械(ナンバープレート付きを除く)の動力源に適用拡大すること、また地方自治体における軽油引取税に係る免税適用枠の的確な運用の指導を要望する。

Ⅳ. 法人実効税率の引き下げ

日本企業は、欧米のみならず中国などの新興地域の企業との競争が激しくなっており、今後も勝ち残っていくためには国際競争力を引き上げることが不可欠である。

諸外国と比較し、わが国における実効税率の高さが競争力を引き下げている。よって、特にEU、アジア諸国を視野に入れた国際的な潮流に合わせ、地方税も含めた実効税率の国際水準に適応した引き下げが必要である。平成28年度税制改正により29%台まで段階的に引き下げられることとなったが、OECD諸国やアジア各国並みの法人税率を念頭に、法人実効税率のさらなる引き下げを進めることを要望する。

また、税率の国際的レベルへの収斂に併せて課税標準についても各国の動向に即したものに改正し、企業の税負担を総合的に引き下げることが不可欠である。

法定実効税率は、企業がグローバルな活動を進める上での基本的な競争条件の一つであるばかりでなく、内外の投資の活性化、産業の空洞化回避による雇用の確保などを通じた経済成長戦略の重要な要素である。

特に、国際競争力を引き上げるという視点からは、国外での活動を源泉とする受取配当への益金不算入と同様に、貿易取引（輸出）を源泉とする所得にかかる税率の引き下げが効果的である。

加えて、納税者である企業の納税作業の負担を増加させないよう税額計算の簡略化を要望する。

[一般要望事項]

(国税関係)

1. 印紙税の廃止

現行印紙税の廃止を含めた抜本の見直しを要望する。

印紙税の金額負担に加え、手形発行や領収証発行などでの事務作業を軽減でき、業績改善につながり、より経済にとって有効な資金の使い方ができる。

近年は電子取引が増大し、同じ内容の取引でも取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されている。また、電子帳簿保存法の導入により一層電子取引が進み、契約書の電子化（電子契約書）も今後一般化していくものと思われる。以上のことから、印紙税の廃止を要望する。

2. 交際費の損金算入制度の延長・恒久化、及び適用範囲の拡大

(1) 平成 26 年度適用開始の飲食費 50% 損金算入の認容は令和 5 年度末までとされているが、これを延長・恒久化するとともに、令和 2 年度の改正で適用除外となった資本金の額等が 100 億円を超える法人も再度対象とすることを要望する。

(2) 以下のものについては損金算入できるよう要望する。

一人当たりの飲食費については経済実体に合わせるとともに、飲食業界等の価格転嫁を妨げることのないよう、下記を損金算入できるよう要望する。

① 1 人当たり 10,000 円以下の飲食費（現在は 5,000 円）

② 接待飲食時の送迎費用

3. 賃上げ・生産性向上のための税制ならびに所得拡大促進税制の恒久化及び適用要件・実務の簡素化

研究開発拠点及び工場を日本に残して国際競争力を引き上げるため、本制度の恒久化を要望する。また、現行制度は実務上の運用に非常に負担がかかるため、適用要件・実務処理の負担を減らすべく、実際の適用にあたっての簡素化を要望する。

(地方税関係)

1. 法人事業税及び法人住民税に関する要望

地方税に関する見直しとして、住民税均等割については支払時に損金算入できるよう要望する。

2. 事業所税の廃止

賃金、雇用への課税となっており、雇用促進等の政労使の取り組み、経済の活性化に逆行し、都市部の活性化にのみ貢献しているという公平感に欠ける税制であるため、事業所税の廃止を要望する。

以 上